

(平成18年6月20日 法研)

「平成18年版 確定給付企業年金 ・確定拠出年金法令通達集」正誤表

「平成18年版 確定給付企業年金・確定拠出年金法令通達集」に下記の通り誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

本書ご利用の際は、該当箇所を訂正された上でご利用くださるようお願い申し上げます。

(太字部分訂正箇所)

ページ	誤	正
265ページ 改正履歴		「平成十五年三月十八日年発第 〇三一八〇〇一号」を追加
272ページ 後から2行目	(4) 確定給付企業年金が (後 略)	(4) 確定給付企業年金法施行規 則第五十五条第一項第一号に規 定する予定利率(平成十四年厚生 労働省告示第五十九号)に規定す る「〇・八以上一・二以下の数」を 設定するときは、その設定の根拠 及び最低積立基準額に及ぼす影 響について、労使間や代議員会に おいて十分な検討を行っている必 要があり、加入者及び受給権者等 に対して十分な情報提供を行うこ と。 (5) 確定給付企業年金が(後 略)
317ページ 改正履歴		「平成十五年三月十八日年企発 第〇三一八〇〇一号」を追加
459ページ 上から3行目	終了時の最低積立基準額 円	終了時の最低積立基準額 円 最低積立基準額の算定に用いた 予定利率 _____ %
480ページ	6. 最低積立基準額 〔表略〕	6. 最低積立基準額 〔表略〕 最低積立基準額の算定に用いた 予定利率 _____ %
487ページ	6. 最低積立基準額 〔表略〕	6. 最低積立基準額 〔表略〕 最低積立基準額の算定に用いた 予定利率 _____ %
534ページ 改正履歴		「平成十七年九月三十日年企発 第〇九三〇〇〇四号」を追加

888ページ 改正履歴		「平成十六年三月十六日年企発 第〇三一六〇〇三号」を追加
930ページ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運用商品 〔略〕 ④ 生命保険等又は生命共済 品目 〔略〕 ○ 掛金 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運用商品 〔略〕 ④ 生命保険等又は生命共済 品目 ⑤ 損害保険 品目 〔略〕 ○ 掛金(年額)